

第20回

定時株主総会 招集ご通知

日時

2025年6月20日（金曜日）

午後2時（受付開始 午後1時）

（昨年と時間が異なりますのでご注意ください。）

場所

東京都中央区銀座六丁目10番1号
GINZA SIX 13階 THE GRAND
GALLERY（ザ・グラン・ギャラリー）

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

決議 事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

郵送又はインターネットによる議決権行使期限

2025年6月19日（木曜日）午後5時

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意は
ございません。

何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

株主各位

東京都中央区銀座六丁目10番1号
日産証券グループ株式会社
代表取締役社長 二家英彰

第20回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、当社第20回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の下記の各ウェブサイトにて「第20回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、アクセスいただき、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト 日産証券グループ 株主総会 🔍 検索	https://www.nissansec-g.co.jp/ir/shareholder/	
東京証券取引所ウェブサイト 東証上場会社情報サービス 🔍 検索	https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show 上記ウェブサイトへアクセスいただき、銘柄名（日産証券グループ）又は証券コード（8705）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/P R 情報」を順に選択の上、ご覧ください。	
株主総会ポータル® (三井住友信託銀行)	https://www.soukai-portal.net 同封の議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取るか、上記ウェブサイトへアクセスいただき、議決権行使書用紙に記載のID・パスワードをご入力の上、ご覧ください。	

※各ウェブサイトは定期メンテナンス等により一時的にアクセスできない状態となることがございます。

閲覧できない場合は他のウェブサイトからご確認いただくか、時間をおいて再度アクセスしてください。

書面又はインターネットによって議決権を行使される場合には、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいませ、「議決権行使の方法についてのご案内」（3頁から4頁）に従って、2025年6月19日（木曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2025年6月20日（金曜日）午後2時（受付開始 午後1時） (昨年と時間が異なりますのでご注意ください。)
2 場 所	東京都中央区銀座六丁目10番1号 GINZA SIX 13階 THE GRAND GALLERY (ザ・グラン・ギャラリー) (末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照の上、お間違えのないようご注意ください。)
3 会議の目的事項	報告事項 (1) 第20期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、 連結計算書類及び計算書類の内容報告の件 (2) 会計監査人及び監査等委員会の第20期連結計算書類監査結果報告 の件 決議事項 第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

以 上

* 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様へご送付している書面には記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査した書類の一部であります。

- ・ 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書、連結注記表
- ・ 計算書類の株主資本等変動計算書、個別注記表
- ・ 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

* 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

* 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

* 会社法改正により、株主総会資料は原則ウェブサイトでご覧いただく電子提供制度が導入されました。書面交付請求をされていない株主様には、本招集ご通知（アクセス通知）のみをお送りさせていただいております。

議決権行使の方法についてのご案内

● 株主総会にご出席される場合



株主総会へ出席

株主総会開催日時

2025年6月20日（金）
午後2時

同封の議決権行使書用紙を切り離さずに会場受付にご提出ください。

● 株主総会にご出席されない場合

書面による議決権行使

議決権行使期限

2025年6月19日（木）
午後5時到着分まで



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、切手を貼らずに行使期限までに到着するようご投函ください。

なお、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによるご行使

議決権行使期限

2025年6月19日（木）
午後5時まで



次頁の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

▶ 重複して行使された議決権の取扱いについて

複数回議決権を行使された場合、当社に一番後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

なお、インターネットによる議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使方法のご案内

スマートフォン等による議決権行使方法

① 議決権行使書用紙に記載のQRコード®を読み取ります。



※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

② 株主総会ポータル®トップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。



③ スマート行使®トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



PC等による議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力の上アクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータルURL ▶ <https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。▶ <https://www.web54.net>

事前質問受付のご案内

事前質問受付期限 2025年6月13日(金) 午後5時まで

本株主総会においては、株主総会ポータルを通じて、株主様より議案に関するご質問を事前に承ります。いただいたご質問の中で株主の皆さまの関心が高いと思われるご質問については、本株主総会にて取り上げさせていただきます。上記の議決権行使方法と同様に、株主総会ポータルにアクセスいただき、トップ画面から「事前質問へ」ボタンをタップ/クリックします。「事前質問のご入力」画面が表示されますので、以降は画面の案内に従ってご質問をご入力ください。

※いただいたご質問に対して、個別に回答はいたしませんのでご了承ください。

ご注意事項

●一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。

お問い合わせ

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

0120-652-031

(受付時間 9時～21時)



ぜひQ&Aも
ご確認ください。

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（令和3年法律第70号）の施行により、上場会社において、定款に定めることにより一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）の開催が可能となりました。

バーチャルオンリー株主総会は、遠隔地の株主様を含め、より多くの株主の皆様が出席しやすくなることから、株主総会の更なる活性化・効率化につながり、また、感染症や自然災害等発生時の開催リスク低減を図ることができ、株主の皆様の利益に資すると考え、バーチャルオンリー株主総会を開催できるよう現行定款第12条の変更を行うものであります。

なお、本議案の上程にあたり、当社は、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けております。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第12条（招集） 定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合にこれを招集する。 (新 設)	第12条（招集） 定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合にこれを招集する。 <u>② 当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）4名全員は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者の選定にあたりましては、指名の公正性、透明性、客観性を確保するため、議長を社外取締役とし、過半数を社外取締役で構成する指名報酬委員会における審議を経て取締役会で決議しております。

なお、本議案につきましては監査等委員会において検討がなされましたが、会社法の規定に基づき株主総会で陳述すべき特段の事項はないとの結論を得ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当社に おける地位	当事業年度における 取締役会への出席状況
1	再任 ふた や ひであき 二家 英彰	代表取締役社長	100% (23回/23回)
2	再任 こんどう たつ お 近藤 竜夫	常務取締役	100% (23回/23回)
3	再任 く ぼ としまさ 久保 壽將	取締役	100% (23回/23回)
4	再任 だいもん さ ゆり 大門 小百合 社外 独立	取締役	100% (17回/17回)

(注) 大門小百合氏は、2024年6月21日開催の第19回定時株主総会において新たに就任したため、就任後に開催された取締役会の出席状況を記載しております。

候補者
番号

1

ふた や ひで あき
二家 英彰

1973年12月5日生

再任

- 所有する当社の株式数： 367,100株
- 取締役会への出席状況： 23回/23回（100%）
- 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1996年 4月 国際証券（現 三菱UFJモルガン・スタンレー証券）株式会社入社
2002年 6月 日本ユニコム（現 ユニコムグループホールディングス）株式会社取締役
2004年 6月 同社常務取締役
2005年 12月 日産証券株式会社取締役
2006年 10月 ユニコムグループホールディングス株式会社代表取締役社長

2012年 6月 日産センチュリー証券（現 日産証券）株式会社代表取締役社長（現任）
2018年 6月 当社社外取締役
2020年 10月 当社代表取締役
2021年 6月 当社代表取締役社長（現任）
2023年 12月 株式会社NSHD代表取締役社長（現任）



取締役候補者とした理由

二家英彰氏は、日産証券株式会社の代表取締役社長として経営の指揮を執り、業績の向上に大きな功績をあげるとともに、2021年6月の当社代表取締役社長就任後は、当社グループの経営の推進に手腕を発揮してまいりました。その経営者としての豊富な経験と実績及び長年にわたる金融業界における幅広い見識を活かして、引き続き当社グループの持続的な成長と企業価値の向上のためにリーダーシップを発揮していただけるものと判断し、取締役候補者といたしました。

候補者
番号

2

こん どう
近藤

たつ お
竜夫

1973年5月27日生

再任

- 所有する当社の株式数： 32,100株
- 取締役会への出席状況： 23回/23回（100%）
- 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1998年 4月 日本ユニコム（現ユニコムグループホールディングス）株式会社入社
2004年 7月 同社経営企画部
2011年 4月 同社経営企画部副部長
2012年 4月 日産センチュリー証券（現 日産証券）株式会社経営企画部長
2013年 12月 同社執行役員コーポレート本部長兼経営企画部長

2016年 6月 同社上席執行役員コーポレート本部長兼経営企画部長
2019年 6月 同社取締役コーポレート本部長兼経営企画部長
2020年 10月 当社取締役経営企画室長
2021年 6月 当社常務取締役経営企画室長
2023年 9月 当社常務取締役マネジメント本部長（現任）
日産証券株式会社取締役コーポレート本部長（現任）



取締役候補者とした理由

近藤竜夫氏は、長年にわたり日産証券株式会社の経営企画部門において業務に従事し、2020年10月の当社取締役就任後から経営企画室長として、2023年9月の組織変更後はマネジメント本部長として、当社グループにおける経営戦略全般を担っており、その豊富な経験と実績に基づく高い見識は、引き続き当社グループの持続的な成長と企業価値の向上のために必要であると判断し、取締役候補者としていたしました。

候補者
番号

3

く ぼ とし まさ
久保 壽將

1969年1月23日生

再任

- 所有する当社の株式数： 18,700株
- 取締役会への出席状況： 23回/23回（100%）
- 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1991年 4月 岡藤商事株式会社入社

2016年 7月 同社財務部長

2017年 6月 当社総合管理部長

2017年 8月 当社総合管理部長兼内部監査室参与
岡藤商事株式会社総合管理部長

2019年 7月 同社執行役員総合管理部副担当兼総合管理部
長

2020年 10月 同社執行役員総合管理部副担当兼総合管理部
長兼内部監査室参与
当社総合管理部長

2021年 6月 当社取締役総合管理部長

2023年 9月 当社取締役財務部長（現任）



取締役候補者とした理由

久保壽將氏は、長年にわたり当社グループの財務・会計に関する業務に従事しており、その豊富な経験と実績に基づく高い見識は、引き続き当社グループの持続的な成長と企業価値の向上のために必要であると判断し、取締役候補者といたしました。

候補者
番号

4

だいもん さゆり
大門 小百合

1968年3月24日生

再任

社外

独立



■ 所有する当社の株式数： - 株

■ 取締役会への出席状況： 17回/17回（100%）

（注）2024年6月21日の就任後に開催された取締役会の出席状況を記載しております。

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1991年	4月	株式会社ジャパントイムズ入社	報道部記者	2023年	6月	公益財団法人フォーリンプレスセンター（FPCJ）評議員（現任）
2000年	8月	ハーバード大学ニーマン特別研究員		2023年	12月	政府中央防災会議「防災対策実行会議」首都直下地震対策検討ワーキンググループ委員（現任）
2006年	7月	株式会社ジャパントイムズ報道部長		2024年	4月	昭和女子大学客員教授（現任）
2013年	10月	同社編集・デジタル担当執行役員・編集局長		2024年	6月	当社社外取締役（現任）
2019年	7月	同社執行役員・論説室論説委員		2025年	4月	東京大学情報学環非常勤講師（現任）
2020年	3月	同社ESG推進コンソーシアム代表				
2020年	9月	フリージャーナリスト（現任）				
2022年	4月	東京女子大学非常勤講師				
2022年	6月	日販グループホールディングス株式会社社外取締役（現任）				

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

大門小百合氏は、長年にわたって報道やジャーナリズムに従事し、国際的な政治、経済、社会情勢に精通するなど幅広い知見を有していること、また株式会社ジャパントイムズにおいて、同社の長年の歴史の中で女性として初となる編集局長や執行役員に就任するなど、会社経営においても豊富な経験と実績を有していること、さらに同社ESG推進コンソーシアム代表を務め、持続可能な社会の実現のための様々な取組に対する造詣が深く、サステナビリティに関する豊富な経験と実績等を有していることなどから、引き続き当社の事業運営全般やサステナビリティ経営の推進に関して、客観的かつ公正に、有益な提言や助言をいただけるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。

- （注）
1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 大門小百合氏は、社外取締役候補者であります。当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届けております。
 3. 大門小百合氏は、現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって1年であります。
 4. 当社は取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である取締役が損害賠償請求がなされたことにより負担することとなる法律上の損害賠償金及び争訟費用等を当該保険契約により補填することとしております。各取締役候補者が選任され取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を同内容にて更新することを予定しております。
 5. 当社は大門小百合氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が定める限度額までとする責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、同契約を継続する予定であります。
 6. 大門小百合氏の戸籍上の氏名は「田中小百合」であります。

第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

監査等委員である取締役小野里光博氏及び林徹氏は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当社に おける地位	当事業年度における取締役会及 び監査等委員会への出席状況
1	再任 おのさと みつひろ 小野里 光博	社外 独立 社外取締役 (監査等委員)	取締役会 100% (23回/23回) 監査等委員会 100% (21回/21回)
2	再任 はやし とおる 林 徹	社外 独立 社外取締役 (監査等委員)	取締役会 100% (23回/23回) 監査等委員会 100% (21回/21回)

候補者
番号

1

おのさと みつひろ
小野里 光博

1958年3月6日生

再任 社外 独立

- 所有する当社の株式数： 5,200株
- 取締役会への出席状況： 23回/23回（100%）
- 監査等委員会への出席状況： 21回/21回（100%）

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1980年 4月	株式会社長谷川工務店（現 長谷工コーポレーション）入社	2022年 12月	Futures Industry Association of Japan (FIA Japan) 商品委員会委員長（現任）
1990年 7月	東京工業品取引所入所	2023年 4月	日産証券株式会社社外取締役
1998年 6月	Futures Industry Association of Japan (FIA Japan) 理事	2023年 5月	Futures Industry Association of Japan (FIA Japan) 理事（現任）
2006年 5月	東京工業品取引所理事	2023年 6月	当社社外取締役（監査等委員）（現任）
2007年 4月	多摩大学大学院客員教授		日産証券株式会社取締役（非業務執行）（現任）
2008年 12月	株式会社東京工業品取引所執行役	2023年 12月	Futures Industry Association of Japan (FIA Japan) 指名委員会委員長（現任）
2014年 5月	Japan OTC Exchange株式会社代表取締役社長	2025年 1月	日本商品委託者保護基金参与（現任）
2019年 10月	株式会社東京商品取引所執行役員		
2022年 4月	同社参与		



監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

小野里光博氏は、長年にわたり株式会社東京商品取引所の要職を歴任され、同取引所の市場企画・自主規制業務等に従事されるとともに、多くの大学・大学院においてリスクマネジメント・ファイナンス等に関する特別講師・客員教授を務められるなど、その豊富な経験と高い見識を活かし、当社の事業運営全般にわたる助言をいただき、引き続き取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化に貢献いただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。

候補者
番号

2

はやし
林

とおる
徹

1959年3月9日生

再任

社外

独立

- 所有する当社の株式数： 1,200株
- 取締役会への出席状況： 23回/23回（100%）
- 監査等委員会への出席状況： 21回/21回（100%）

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年 4月	農林水産省入省	2011年 12月	内閣法制局第二部長
2000年 6月	内閣法制局参事官（第四部）	2017年 4月	内閣法制局第一部長
2004年 7月	農林水産省総合食料局食料企画課長	2018年 7月	農林水産省大臣官房付
2005年 7月	農林水産省農林水産技術会議事務局総務課長	2018年 10月	共栄火災海上保険株式会社顧問（現任）
2006年 10月	内閣法制局総務主幹	2020年 6月	学校法人麻布獣医学園理事（現任）
2010年 7月	内閣法制局第四部長	2021年 6月	当社社外取締役（監査等委員）（現任）



監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

林徹氏は、農林水産省、内閣法制局において要職を歴任され、その豊富な経験と高い見識を踏まえた客観的視点で、当社の事業運営全般にわたる助言をいただいております。引き続き取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化に貢献いただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者としたしました。

なお、同氏は、過去に社外役員になること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 小野里光博氏及び林徹氏は、社外取締役候補者であります。当社は、小野里光博氏及び林徹氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。
3. 小野里光博氏の当社の監査等委員である社外取締役としての就任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。
4. 林徹氏の当社の監査等委員である社外取締役としての就任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。
5. 当社は取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である取締役が損害賠償請求がなされたことにより負担することとなる法律上の損害賠償金及び争訟費用等を当該保険契約により補填することとしております。取締役候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を同内容にて更新することを予定しております。
6. 当社は小野里光博氏及び林徹氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合、同契約を継続する予定であります。

株主総会参考書類

(ご参考)

当社取締役の有するスキル及び経験（スキルマトリックス）

本株主総会における第2号議案及び第3号議案が承認された場合の当社取締役が有するスキル及び経験は、以下のとおりであります。

氏名	役位	主なスキル・経験等							
		企業経営	財務会計	法務 コンプライ アンス	リスク マネジメント	内部統制 ガバナンス	サステナ ビリティ	M&A	ファイナンス
二家 英彰	代表取締役社長	○		○	○	○		○	
近藤 竜夫	常務取締役	○		○	○	○		○	
久保 壽将	取締役	○	○			○			○
大門 小百合	社外取締役	○			○	○	○		
小野里 光博	社外取締役 (監査等委員)	○			○	○	○		○
門間 大吉	社外取締役 (監査等委員)	○	○		○	○	○		
林 徹	社外取締役 (監査等委員)	○		○		○	○		

以上

事業報告 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

経済環境

当期のわが国経済は、自然災害や認証不正問題に伴う自動車メーカーの減産により、一部で弱めの動きが見られたものの緩やかな回復基調となりました。企業収益は改善傾向にあり、設備投資は緩やかな増加傾向となりました。大幅な賃上げやボーナスの増加から6月の実質賃金は27ヵ月振りのプラスとなりましたが、その後はマイナスとなる月も多く、賃金と物価の好循環の兆しが見え始めているものの、実質賃金プラスの状態が定着するには至りませんでした。なお、雇用・所得環境は改善しており、個人消費は物価上昇の影響などが見られたものの、緩やかな増加基調となりました。また、訪日外国人数は為替の円安などを背景に高水準で推移しており、インバウンド需要は好調でした。

金融市場では、NYダウは生成AIブームにより半導体企業や大手IT企業の株価が上昇したこと及びFRBが9月に利下げを開始したこと並びに11月の米国大統領選挙で政権が交代し新政権の政策への期待が高まったことなどから概ね上昇傾向となり、12月には45,073.63ドルの史上最高値を付けました。その後、米国の関税政策による景気後退懸念から3月にかけて軟調な展開となりました。日経平均株価は為替の円安などを背景に上昇し、7月11日に史上最高値となる42,426.77円を付けました。その後、日銀が利上げに積極的な姿勢を示したことなどから8月上旬に31,000円台まで急落しましたが、日銀高官のハト派発言などにより大きく値を戻した後、1月までは概ね38,000~40,000円でのレンジ相場となりました。その後、為替の円高や米国の関税政策を巡る不透明感を背景に3月にかけて下落傾向となりました。

商品市場では、NY金先物は6月までは概ねレンジ内での方向感のない動きとなりましたが、7月以降は中東での地政学的リスクやFRBの利下げなどを背景に上昇基調となり、10月下旬には2,800ドル台まで上昇しました。その後1月中旬までは概ね2,600ドルから2,700ドルの間での小幅な値動きに終始する展開となりましたが、米国の関税政策を巡る不透明感から1月中旬以降は上昇傾向となり、3月には史上初めて3,000ドルの大台を突破しました。NY原油先物は中東情勢の緊迫化を背景に4月上旬に80ドル後半まで上昇した後、中国の景気減速に伴うエネルギー需要の減退懸念などから上値を切り下げる展開となり、9月には一時60ドル台まで下落しました。1月には米英がロシアの原油輸出に対する制裁を強化したことから80ドル台まで上昇する場面もありましたが、米国の関税政策により世界的に原油需要が減退するとの懸念から3月にかけて軟調な展開となりました。

損益状況

当社グループの中核子会社である日産証券株式会社における当期の株式等売買代金は前年同期から増加し4,204億円(前年同期比195.8%)となりました。また、デリバティブ取引売買高は、ホールセール事業では45,200千枚(同111.7%)となり前年同期から増加したものの、リテール事業では2,165千枚(同79.2%)となり前年同期から減少しました。これらの結果、当期における当社グループの受入手数料は、6,638,561千円(同95.5%)となりました。なお、トレーディング損益は、451,910千円の利益(同71.6%)となりました。

事業報告

以上の結果、営業収益は7,373,266千円（同95.2%）となり、営業収益から金融費用を控除した純営業収益は7,316,748千円（同95.0%）となりました。また、販売費・一般管理費は、6,604,033千円（同97.2%）となり、営業利益は712,715千円（同78.8%）となりました。

また、受取配当金で115,399千円を計上したこと等もあり、経常利益は815,294千円（同72.1%）となりました。これに加えて、特別損失として金融商品取引責任準備金繰入れ108,934千円、投資有価証券評価損24,322千円を計上したこと及び法人税等合計額が195,652千円となったことなどから、親会社株主に帰属する当期純利益は351,184千円（同63.5%）となりました。

2. 設備投資等の状況

当期において実施した設備投資の総額は48,305千円であり、主に子会社の事務所移転等に伴う設備投資22,701千円、ネットワーク機器購入に伴う設備投資15,698千円、OA機器購入に伴う設備投資3,148千円であります。

3. 資金調達の状況

2025年3月14日に第1回無担保普通社債を発行し、2,500,000千円を調達いたしました。

4. 対処すべき課題

当社グループは、金融商品取引業及び商品先物取引業を中核事業とし、国内外の証券、商品、為替、金利等の金融マーケットにおける市場仲介機能を担う投資・金融サービス企業であります。金融マーケットは政治、経済、社会情勢を受けて常に変動するものであり、当社グループを取巻く経営環境は、その動向に大きな影響を受ける傾向にあると言えます。

欧州、中東地域における戦争の長期化及び激化やアジア地域における国家間の利害衝突、領土問題など、世界中で地政学的リスクが益々高まりを見せ、そして拡大していく傾向にあり、これらが政治、経済などの先行きをより一層不透明なものとしております。また、食料、原材料、エネルギーなどの価格上昇による物価高騰が恒常化しつつあり、個人の消費生活にも顕著な影響を及ぼすなど、社会全体が大きな変革期を迎えつつあります。

当社グループは、いかなる経営環境の変化にも迅速かつ柔軟に対応すべく、お客様との信頼関係を構築し、健全な市場仲介機能を果たすことで、市場・社会の発展に貢献しつつ、持続的な成長を図っていくことを経営の基本方針としております。この経営方針の下、以下に対処すべき課題として認識し、企業価値のさらなる向上に取り組んでまいります。

事業報告

(1) 顧客本位の業務運営の推進

金融商品取引業者及び商品先物取引業者として、お客様との信頼関係を構築するため顧客本位の業務運営をより一層推進し、お客様の資産運用ニーズに適う質の高い金融サービスを提供してまいります。

(2) サステナビリティ経営の遂行

経営資本の中核たる人的資本の充実化を通じて、持続可能な社会の実現と企業の持続的成長を両立させるためのサステナビリティ経営を遂行いたします。

(3) コーポレートガバナンスの維持及び強化

金融機関として求められるコンプライアンスはもちろんの事、サイバーセキュリティ対策や情報セキュリティ対策にも万全を期し、企業の信頼性向上のためのコーポレートガバナンスの維持及び強化に努めてまいります。

(4) 経営基盤・事業基盤の拡充

相場動向に左右されない企業体質を構築するため、顧客基盤の拡大、業務の集約と効率化、M&Aによる事業拡大等により、経営基盤・事業基盤の拡充を図ってまいります。

(5) 金融サービスの付加価値向上

マルチチャネル、マルチプロダクト、金関連商品の優位性等による他社との差別化、ITを駆使した法人ビジネスの展開等により、金融サービスの付加価値向上に努めてまいります。

5. 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区分	第17期 2022年3月期	第18期 2023年3月期	第19期 2024年3月期	第20期 2025年3月期
営業収益 (うち受入手数料) (千円)	7,197,857 (6,159,425)	6,605,020 (5,769,423)	7,743,106 (6,950,203)	7,373,266 (6,638,561)
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	535,755	258,513	553,175	351,184
1株当たり当期純利益 (円)	9.21	4.47	9.79	6.61
総資産 (千円)	95,835,812	88,363,884	112,816,633	136,699,345
純資産 (千円)	12,866,272	12,229,900	14,340,997	12,004,484
1株当たり純資産額 (円)	220.82	215.73	252.22	233.65

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)等を第20期の期首から適用しており、第20期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区分	第17期 2022年3月期	第18期 2023年3月期	第19期 2024年3月期	第20期 2025年3月期
営業収益 (千円)	90,000	443,600	762,200	490,600
当期純利益または 当期純損失(△) (千円)	△826,284	196,789	554,011	255,547
1株当たり当期純利益または 1株当たり当期純損失(△) (円)	△14.21	3.40	9.81	4.81
総資産 (千円)	9,991,641	9,485,511	10,409,862	10,857,088
純資産 (千円)	9,726,829	9,359,105	9,682,803	8,186,667
1株当たり純資産額 (円)	166.92	165.09	170.30	159.34

- (注) 1. 1株当たり当期純利益または1株当たり当期純損失は期中平均発行済株式総数に、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)等を第20期の期首から適用しており、第20期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

6. 重要な親会社及び子会社の状況 (2025年3月31日現在)

① 親会社の状況

当社の親会社は株式会社N S H Dであり、同社は当社の普通株式32,585,100株（議決権比率59.22%）を保有しております。

なお、親会社と当社との間には、当社の重要な財務及び事業の方針に関する契約等はありません。よって、当社は親会社の意向によって左右されることなく独自に事業に関する意思決定を行っており、独立性を持って経営判断を行うことができる状況にあり、当社の独立性は確保されております。

② 親会社との取引に関する事項

当社は2024年8月14日付で、自己株式立会外買付取引（ToSTNet-3）の方法により、親会社である株式会社N S H Dからの自己株式の取得を実施いたしました。

(1) 当該取引を行うにあたり当社の利益を害さないように留意した事項

当該取引については、資本効率の向上及び柔軟な資本政策の遂行により、流通株式比率の向上及び株主の皆様への一層の利益還元を図ることを目的として実施いたしました。当該取引を行うにあたっては、取引の合理性（事業上の必要性）及び取引条件の妥当性について十分に検討を行い、取引条件は独立した第三者との取引と同等のものであることとし、当社及び少数株主の利益を害することのないよう留意いたしました。

(2) 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社代表取締役社長である二家英彰は、株式会社N S H Dの代表取締役を兼務しているため、利益相反を回避する観点から、本自己株式取得決定に関する取締役会における審議及び決議には参加しておりません。自己株式の具体的な取得方法については、十分に検討を重ねた結果、取引の公正性を担保するための措置として、自己株式立会外買付取引（ToSTNet-3）を利用することといたしました。

また、取締役会の決議に先立ち開催された社外取締役による審議会並びに監査等委員会において、上記公正性を担保する措置及び利益相反回避措置が取られていることから、当社及び少数株主にとって不利益ではない旨の意見を得ております。

したがいまして、当社取締役会は、本自己株式の取得については、当社及び少数株主にとっての利益を害する取引には該当しないものと判断し実施したものであります。

(3) 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

事業報告

③ 重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	当社の議決権比率	主要な業務内容
日産証券株式会社	東京都中央区	千円 1,500,000	% 100.0	金融商品取引業 商品先物取引業
日産証券ファイナンス株式会社	東京都中央区	千円 35,000	% 100.0	マージンファイナンス
日産証券インベストメント株式会社	東京都中央区	千円 4,000	% 100.0	金融商品仲介業
NSシステムズ株式会社	東京都中央区	千円 25,000	% 100.0	システム運用・保守
NSファンディング合同会社	東京都中央区	千円 1,000	% 100.0 (100.0)	ファンド事業
NSトレーディング株式会社	東京都中央区	千円 15,000	% 100.0	—

- (注) 1. 日産証券ファイナンス株式会社は、2025年5月1日付でNS FinTech株式会社に商号変更しております。
 2. NSトレーディング株式会社は、2024年12月31日付で自己売買事業を廃止しております。
 3. 日産証券ファイナンス株式会社とNSトレーディング株式会社は、2025年7月1日付で、日産証券ファイナンス株式会社を存続会社、NSトレーディング株式会社を消滅会社とする吸収合併を行う予定としております。
 4. 岡藤商事株式会社は、2022年9月30日付解散し清算手続き中のため、重要な子会社の状況の記載からは除外しております。
 5. 当社の議決権比率の括弧内の数字は、間接所有割合を記載しております。

④ 特定完全子会社の状況

会社名	所在地	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
日産証券株式会社	東京都中央区銀座六丁目10番1号	千円 7,433,748	千円 10,857,088

事業報告

7. 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

当社グループは、金融商品取引業、商品先物取引業等を中心に、顧客に対して総合的な投資・金融サービスを提供しております。

主な事業内容は次のとおりであります。

① 金融商品取引業

金融商品取引法に基づき以下の業務を行っております。

- イ. 有価証券の売買、市場デリバティブ取引、商品関連市場デリバティブ取引及び外国市場デリバティブ取引
- ロ. イに掲げる売買又は取引の媒介、取次ぎ又は代理
- ハ. イに掲げる売買又は取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理
- ニ. 店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎ又は代理
- ホ. 有価証券の引受け
- ヘ. 有価証券の募集又は売出し
- ト. 有価証券等管理業務
- チ. 有価証券の私募の取扱い等
- リ. その他金融商品取引業付随業務

② 商品先物取引業

商品先物取引法に基づき以下の業務を行っております。

- イ. 商品市場及び外国商品市場における取引
- ロ. イに掲げる取引の受託
- ハ. イに掲げる取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理

8. 主要な事業所 (2025年3月31日現在)

① 当社

	所在地
本店	東京都中央区銀座六丁目10番1号

② 子会社

会社名	所在地
日産証券株式会社	本店 (東京都中央区)、新横浜支店 (横浜市港北区)、北習志野支店 (船橋市)、行田支店 (行田市)、名古屋支店 (名古屋市中区)、大阪支店 (大阪市北区)、津山支店 (津山市)、サテライト岡山 (岡山市北区)、福岡支店 (福岡市中央区)

(注) 当社の重要な子会社については、「6. 重要な親会社及び子会社の状況」③ 重要な子会社の状況」に記載のとおりであります。

9. 企業集団の従業員の状況 (2025年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減
274名	15名減

(注) 従業員数は、就業人員数であります。

10. 主要な借入先 (2025年3月31日現在)

借入先	借入額
ユニコムグループホールディングス株式会社	2,500,000千円
日本証券金融株式会社	600,000千円

(注) 上記の借入額は、社債を含んでおります。

11. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつと位置付けた上で、株主価値の最大化、資本効率の向上を意識しつつバランスの取れた配当の実施を基本方針としております。この考え方に基づき、自己株式取得を含めた連結ベースでの配当性向（総還元性向）を60%以上に定めるとともに、剰余金は期末配当の年1回もしくは中間配当を含めた年2回の配当を実施することとしております。

内部留保につきましては、長期的な展望に基づき、財務基盤の強化や成長分野への資金配分など、企業価値を高めるための投資に有効活用してまいります。

また、自己株式の取得につきましては、資本効率の向上及び経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を図るために、適切に実施してまいります。

当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、剰余金の配当等について、株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款に定めております。

当期の期末配当金につきましては、2025年5月13日開催の取締役会において、当期の当社グループの経営成績及び株主価値の最大化を目指すこと、資本コストを意識しつつ資本効率を高めるということ等を総合的に勘案し、1株につき4円00銭と決議いたしました。すでに実施済みの中間配当金1株につき5円00銭と合わせまして、年間配当金は9円00銭となります。

12. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅱ. 会社の株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

1. 株式の数

発行可能株式総数 90,000,000株
 発行済株式の総数 55,025,703株 (自己株式 ー株)

2. 株主数

18,149名 (前期末比11,024名増)

3. 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社NSHD	32,585千株	59.22%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	3,649	6.63
日産証券グループ従業員持株会	1,008	1.83
秋元 之浩	400	0.73
二家 英彰	367	0.67
竹村 涉	361	0.66
金原 一弘	220	0.40
石原 勝	213	0.39
平尾 友亮	213	0.39
竹村物産株式会社	205	0.37

(注) 自己株式は所有していません。

4. 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

該当事項はありません。

5. その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅲ. 会社の新株予約権等に関する事項 (2025年3月31日現在)

1. 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

該当事項はありません。

2. 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

3. その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅳ. 会社役員に関する事項

1. 取締役の状況 (2025年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	二 家 英 彰	日産証券株式会社代表取締役社長 株式会社NSHD代表取締役社長
常務取締役	近 藤 竜 夫	マネジメント本部長 日産証券株式会社取締役
取 締 役	久 保 壽 将	財務部長
取 締 役	大 門 小 百 合	日販グループホールディングス株式会社社外取締役 公益社団法人フォーリンプレスセンター(FPCJ)評議員 政府中央防災会議「防災対策実行会議」首都直下地震対策検討ワーキンググループ委員 昭和女子大学客員教授
取締役(監査等委員)	小 野 里 光 博	日産証券株式会社取締役(非業務執行) Futures Industry Association of Japan (FIA JAPAN) 理事、商品委員会委員長、指名委員会委員長 日本商品委託者保護基金参与
取締役(監査等委員)	門 間 大 吉	日産証券株式会社取締役(非業務執行) エヌエヌ生命保険株式会社社外取締役 公益社団法人グローバルヘルス技術振興基金理事 株式会社国際経済研究所副理事長
取締役(監査等委員)	林 徹	共栄火災海上保険株式会社顧問 学校法人麻布獣医学園理事

- (注) 1. 取締役大門小百合氏、取締役(監査等委員)小野里光博、門間大吉及び林徹の各氏は、社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員を除く)からの情報収集及び取締役会以外の重要な会議等への出席による情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能とするため、小野里光博氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 当社は、取締役大門小百合氏、取締役(監査等委員)小野里光博、門間大吉及び林徹の各氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 取締役門間大吉氏は、長年にわたり財務省(旧大蔵省)等において金融行政に携わり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役小野里光博及び門間大吉の両氏は、当社子会社の日産証券株式会社の取締役を兼務しておりますが、業務は執行しておりません。それ以外の社外取締役が兼務している他の法人等と当社との間には、重要な関係はありません。
6. 2024年6月21日開催の第19回定時株主総会終結の時をもって、石井忠雄氏は任期満了により取締役を退任いたしました。
7. 2024年6月21日開催の第19回定時株主総会において、新たに大門小百合氏が取締役に選任され、就任いたしました。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく損害賠償の責任限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間において、当社及び子会社の役員、執行役員及び管理職従業員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料については当社及び子会社が負担しております。当該保険契約は、被保険者が損害賠償請求がなされたことにより負担することとなる法律上の損害賠償金及び争訟費用等を当該保険契約により補填するものです。ただし、当該保険契約では、免責額等の定めを設け、一定の額までの損害については補填の対象としないこととしております。

4. 取締役の報酬等の総額

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針を定めており、当該決定方針は取締役会の決議により決定しております。当該決定方針の内容は次のとおりであります。

(1) 基本方針

当社の取締役の報酬等は、株主様との株式価値の共有、並びに中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的とし、基本報酬、業績連動報酬等及び非金銭報酬等により構成しております。

取締役（監査等委員を除く）の報酬等について、公正性・透明性・客観性を確保し、コーポレートガバナンスの充実を図るため、取締役会の諮問機関として「指名報酬委員会」を設置しております。当該委員会は、委員長を社外取締役、委員の過半数を社外取締役とし、取締役会の諮問する報酬等について審議を行い、取締役会に対して答申するものとしております。

(2) 取締役の個人別の基本報酬（業績連動報酬等及び非金銭報酬等のいずれでもないものに限る。）の額又はその算定方法の決定に関する方針

取締役（監査等委員を除く）の個人別の基本報酬の額については、月例の固定報酬として支給しております。各取締役（監査等委員を除く）の基本報酬額は、株主総会において決議された報酬限度額の範囲内で、役職、職責等に応じて定める「役員報酬基準一覧」に基づき、当該取締役の実績、貢献度のほか、別に定める「役員選任基準」への該当性に照らして代表取締役が報酬案を策定し、指名報酬委員会での審議、答申を踏まえ、取締役会の決議により決定するものとしております。

また、各取締役（監査等委員）の基本報酬の額については、株主総会において決議された報酬限度額の範囲内で、「役職報酬基準一覧」に基づき、監査等委員である取締役の協議（監査等委員会）により決定するものとしております。

(3) 取締役の個人別の業績連動報酬の額の決定に関する方針

業績連動報酬は、業績（営業利益、経常利益又は当期純利益）及び担当職務、貢献度等を総合的に勘案し、一定の時期に支給することがあります。各取締役（監査等委員を除く）の業績連動報酬額は、株主総会において決議された報酬限度額の範囲内で、指名報酬委員会での審議、答申を踏まえ、取締役会の決議により決定するものとしております。

また、各取締役（監査等委員）の業績連動報酬額は、株主総会において決議された報酬限度額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議（監査等委員会）により決定するものとしております。

(4) 取締役の個人別の非金銭報酬の額の決定に関する方針

非金銭報酬は、株主様との株式価値の共有、並びに中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、信託を用いた株式報酬制度としております。その内容は、取締役会で定める株式交付規程に基づき、事業年度毎に各取締役に付与されるポイント数に応じて、原則として取締役の退任時に当社株式を交付することとしております。

(5) 報酬等の額、業績連動報酬の額又は非金銭報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

株主様との株式価値の共有、並びに中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的とし、基本報酬の額、業績連動報酬の額又は非金銭報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対

事業報告

する割合を適切なものとする方針としております。

- (6) 取締役に対し、報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針
月額報酬については毎月当社が指定する日に支給するものとし、業績連動報酬及び非金銭報酬については株主総会決議又は取締役会決議に記載する日に付与するものとしております。

- (7) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方法

取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の額については、「取締役の個人別の基本報酬（業績連動報酬等及び非金銭報酬等のいずれでもないものに限る。）の額又はその算定方法の決定に関する方針」、「取締役の個人別の業績連動報酬の額の決定に関する方針」に基づき、代表取締役が報酬案を作成します。当該報酬案は、取締役会の決議により指名報酬委員会に対して諮問します。指名報酬委員会は、当該報酬案について協議、検討を行い、取締役会に対して答申を行います。取締役会は、指名報酬委員会からの答申内容を踏まえ、報酬案について審議を行い、決定するものとしております。

取締役（監査等委員）の個人別の報酬の額については、「取締役の個人別の基本報酬（業績連動報酬等及び非金銭報酬等のいずれでもないものに限る。）の額又はその算定方法の決定に関する方針」、「取締役の個人別の業績連動報酬の額の決定に関する方針」に基づき、監査等委員である取締役の協議（監査等委員会）により決定するものとしております。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員を除く）の金銭報酬の額は、2015年6月26日開催の第10回定時株主総会において年額300,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は5名です。

また、取締役（社外取締役、非業務執行取締役、国外居住者を除く。）の株式報酬制度による報酬は、2022年6月29日開催の第17回定時株主総会において年額12,000千円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役、非業務執行取締役、国外居住者を除く。）の員数は3名です。

監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2015年6月26日開催の第10回定時株主総会において年額50,000千円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名です。

③ 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名報酬委員会において当該決定方針との整合性を含めた多角的な審議を行っており、取締役会は指名報酬委員会からの答申を尊重し、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役の報酬等の総額

区 分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	54,690	47,700	1,630	5,360	3
取締役（監査等委員） （社外取締役を除く）	—	—	—	—	—
社外取締役 （監査等委員を除く）	6,500	6,000	500	—	2
社外取締役 （監査等委員）	19,500	18,000	1,500	—	3
合 計	80,690	71,700	3,630	5,360	8

事業報告

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 当社は2022年6月29日開催の第17回定時株主総会において、対象取締役等に対する株式報酬制度（以下「本制度」という。）の導入を決議しております。上記の非金銭報酬等の額は、本制度に関して事業年度中に付与した株式付与ポイントに係る費用計上額となります。
3. 取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）に対する業績連動報酬等として、賞与と株式報酬の業績連動部分を設けており、監査等委員（社外取締役を除く）及び社外取締役に対する業績連動報酬等として、賞与を設けております。当事業年度の支給実績は上記のとおりであり、いずれも賞与であります。業績連動報酬等の算定の基礎として選定した業績指標は営業利益であり、当該指標を選定した理由は、会社の業績を評価する基準として最も明確な指標であり、客観的な指標として一般的にも定着していると考えられるためであります。なお、当事業年度の当該業績指標に関する実績は、連結計算書類に記載のとおりであります。
4. 連結子会社が当社役員に支払っている報酬の総額は取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）2名に対して66,126千円（基本報酬44,400千円、業績連動報酬等15,600千円、非金銭報酬等6,126千円）、社外取締役（監査等委員）2名に対して13,000千円（基本報酬12,000千円、業績連動報酬等1,000千円）であります。
5. 当事業年度末現在の取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）は3名、取締役（監査等委員）は3名（うち社外取締役3名）、社外取締役（監査等委員を除く）は1名であります。上記対象員数には、2024年6月21日開催の第19回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（社外取締役。監査等委員を除く）1名を含んでおります。

5. 社外役員に関する事項

① 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	大門 小百合	2024年6月21日の就任以後の取締役会17回のすべてに出席し、報道やジャーナリズムに携わってきた国際的な政治、経済、社会情勢における幅広い知見、高い見識を基に、積極的に議案審議等に必要な発言を行っており、業務運営体制への取組み等に関する助言など適切な役割を果たしております。また、取締役会の任意の諮問機関である指名報酬委員会の委員として、客観的・中立的な立場で業務執行取締役等の監督を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	小野里 光博	当事業年度開催の取締役会23回、また監査等委員会21回のすべてに出席し、商品取引所における市場企画・自主規制業務及び多くの大学・大学院におけるリスクマネジメント・ファイナンス等に関する特別講師・客員教授等を務められてきたその豊富な経験、高い見識を基に、積極的に議案審議等に必要な発言を行っており、業務運営体制への取組み等に関する助言など適切な役割を果たしております。また、取締役会の任意の諮問機関である指名報酬委員会の委員として、客観的・中立的な立場で業務執行取締役等の監督を行っております。

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役 (監査等委員)	門 間 大 吉	当事業年度開催の取締役会23回、また監査等委員会21回のすべてに出席し、主に金融行政に携わってきたその豊富な経験、幅広い知見、高い見識を基に、積極的に議案審議等に必要な発言を行っており、業務運営体制への取組み等に関する助言など適切な役割を果たしております。また、取締役会の任意の諮問機関である指名報酬委員会の委員長として、客観的・中立的な立場で業務執行取締役等の監督を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	林 徹	当事業年度開催の取締役会23回、また監査等委員会21回のすべてに出席し、農林水産省、内閣法制局の要職を歴任されたその豊富な経験、幅広い知識、高い見識を基に、積極的に議案審議等に必要な発言を行っており、業務運営体制への取組み等に関する助言など適切な役割を果たしております。また、取締役会の諮問機関である任意の指名報酬委員会の委員として、客観的・中立的な立場で業務執行取締役等の監督を行っております。

(注) 上記の取締役会の回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会の決議があったものとみなす書面決議が3回ありました。(取締役大門小百合氏は、2024年6月21日の就任以降2回)

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

V. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の額は以下のとおりです。

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	20,800 千円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	45,400 千円

- (注) 1. 当社監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積りの算出根拠について検討した結果、これらについて適切であると判断し、会計監査人の報酬等の額について同意しております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額には、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である「顧客資産の分別管理の法令遵守に関する保証業務」についての対価が含まれております。

3. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当すると認められる場合に、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

VI. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制に関する基本方針について、以下のとおり取締役会において決議しております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について

- ① 毎月1回以上取締役会を開催し、経営に関する重要事項については、取締役会決議を要することとし、多面的な検討を経て迅速かつ慎重に決定・承認を行う。
- ② 社内規則に基づく職務権限及び稟議手続き等の意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとる。
- ③ コンプライアンス体制を確保するための体制及び規定等の構築・整備を行う。
- ④ 内部監査室は当社グループの内部監査部門と連携して使用人の職務の執行について内部監査を担当するものとし、監査方針・監査計画を取締役社長及び監査等委員会に提出し、監査結果を被監査部署の担当取締役及び取締役社長、監査等委員会に報告する。
- ⑤ 内部通報制度を構築・整備する。
- ⑥ 金融商品取引法に基づき、当社グループの財務報告に係る信頼性を確保するため、グループ各社は財務報告に係る、必要かつ適切な内部統制を整備し、運用する。
また、内部監査室を中心に、当該内部統制の有効性を定期的に検証し、その検証結果を、必要に応じて改善・是正に関する提言とともに、取締役会に報告する体制を構築する。
- ⑦ 当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には、毅然とした態度で組織的に対応し、取引関係を含めて一切の関係を遮断する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制について

- ① 社内規則に従い、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存・管理する。
- ② 取締役又は監査等委員会は、常時、これらの文書等を閲覧することができる。取締役又は監査等委員会の命を受けた使用人についても同様とする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制について

- ① 当社グループ企業における業務執行上のリスク管理についての基本方針・管理体制を社内規則で定め、その運用を図る。
- ② 必要に応じてリスクカテゴリーごとに規程等を制定し、研修の実施、社内マニュアルの作成・配布などを行う。
- ③ リスクが現実化し、重大な損害の発生が予測される場合は、取締役は速やかに取締役会に報告する。
- ④ 新たに生じたリスクについては、その対応のため、代表取締役社長は対応責任者となる取締役を定め、対策会議を招集する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について

- ① 業務分掌規程等の社内規則により各部門、各役職における権限と責任を明確化するとともに、社内規則に基づく意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとる。

事業報告

- ② その他、取締役は、内部統制制度、年度計画、予算・業績管理制度、月次・四半期業績、人事管理制度、社内規則等を整備・運用し、職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ、効率的に行われることを確保する。
- ③ 取締役会はその進捗状況を定期的に確認して改善を促すことができるよう、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制について

- ① グループ会社管理規程等を整備・運用することにより、子会社が当社に対し協議すべき事項及び報告すべき事項を明確にする。
- ② 前記(1)、(3)、(4)について、子会社においても整備・運用を推進する。
- ③ グループの経営に関する重要事項については、取締役会決議を要することとし、多面的な検討を経て慎重かつ迅速に決定・承認を行う。
- ④ 年度予算制度に基づき、目標の明確な付与、採算の徹底を通じて市場競争力の強化を図るため、年度予算を策定し、それに基づく業績管理を行う。

(6) 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項、当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保について

- ① 当社の監査等委員会が求めた場合には、業務分掌規程に基づき監査等委員会にその職務を補助すべき従業員を付属させることができる。
- ② 監査等委員会の職務を補助すべき従業員に関する人事異動、人事考課、懲戒等については、監査等委員会の同意を必要とする。
- ③ 監査等委員会の職務を補助すべき従業員は業務執行禁止とし、監査等委員会の指示のみに基づき、監査等委員会の監査に関わる権限の行使を補助する。

(7) 当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人等が監査等委員会に報告をするための体制、並びに報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制について

- ① 法定の事項の他、当社及び子会社に関する下記の事項については監査等委員会へ報告を行うこととする。
 - イ. 重要な会議で審議、報告された事項
 - ロ. 内部監査部門が実施した内部監査の結果についての事項
 - ハ. グループ経営上著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときはその事実、及びグループ役職員の違法、内部不正行為
 - ニ. 内部通報制度による通報の状況
 - ホ. 毎月の経営の状況及び業務執行上重要な事項
 - ヘ. 子会社の監査役の活動状況
 - ト. その他、監査等委員会がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項なお、監査等委員会への報告は常勤の監査等委員への報告をもってこれを行う。

事業報告

- ② 監査等委員会は、必要に応じ当社及び当社子会社の取締役及び従業員を出席させ、報告・意見を聞くことができる。当該出席者は、監査等委員会に対し、監査等委員会の求めた事項について説明を行わなければならない。
- ③ 監査等委員会に報告したことを理由とする不利益処分その他の不当な取扱いを禁止するとともに、子会社においてもその徹底を図る。

(8) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制について

- ① 監査等委員の職務の遂行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用又は債務は、監査等委員会の意見を尊重して、適時適切に当社が負担する。
- ② 監査等委員会の職務遂行においては、各部署における従業員は監査等委員会の監査に協力しなければならない。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当期における業務の適正を確保するための体制に関する基本方針に基づく主な運用状況は以下のとおりであります。

- ① 取締役会は毎月1回以上開催され、グループ経営に関する重要事項を決議しました。
- ② コンプライアンス体制及びリスク管理については、社内規程及びマニュアル等を運用するとともに、必要な見直しを行い、全役職員に対する研修を行いました。
- ③ 内部監査については、事前に取締役会で承認された監査方針・監査計画に基づいて、内部監査室による内部監査を実施し、その監査結果については被監査部署の担当取締役、取締役社長及び監査等委員会に報告を行いました。
- ④ 社内外の複数の通報窓口を設置し、通報者の保護を徹底した内部通報制度を運用しております。
- ⑤ 財務報告に係る内部統制の有効性については、内部監査室を中心に検証を行い、その結果を取締役に報告しました。
- ⑥ 反社会的勢力との関係遮断のため、顧客及び取引先の審査を実施しました。
- ⑦ 業績管理については子会社を含めて日次管理及び月次管理を行いました。
- ⑧ 監査等委員会への報告体制については、主に取締役会や重要な会議への出席を通じて法定事項及び重要事項を報告しました。
- ⑨ 監査等委員会の監査については、内部監査室との連携及びグループ各社各部署の協力のもとに行われました。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

科目 (資産の部)	金額 千円	科目 (負債の部)	金額 千円
流動資産	131,382,060	流動負債	119,872,377
現金及び預金	4,707,220	短期借入金	600,000
委託者未収金	14,745	短期社債	2,500,000
トレーディング商品	177,796	トレーディング商品	1,728
商品	38,916	預り商品	14,199,148
保管預り商品	4,280,275	未払金	667,536
貸付商品	6,407,502	未払法人税等	92,111
保管有価証券	4,429,036	未払消費税等	280,909
差入保証金	88,117,546	預り金	8,381,947
約定見返勘定	30,153	預り証拠金	78,957,082
信用取引資産	2,782,610	預り証拠金代用有価証券	4,429,036
信用取引貸付金	2,731,411	受入保証金	5,049,590
信用取引借証券担保金	51,198	信用取引負債	2,664,773
顧客分別金信託	9,750,000	信用取引借入金	2,594,398
預託金	30,000	信用取引貸証券受入金	70,374
短期貸付金	7,210,000	受取差金勘定	1,261,554
委託者先物取引差金	527,244	賞与引当金	51,000
その他の流動資産	2,879,996	その他の流動負債	735,958
貸倒引当金	△ 984	固定負債	4,248,793
固定資産	5,317,284	長期預り金	3,099,444
有形固定資産	249,534	役員株式報酬引当金	52,993
建物	152,103	従業員株式報酬引当金	113
その他の有形固定資産	97,430	繰延税金負債	1,057,201
無形固定資産	527,949	その他の固定負債	39,040
ソフトウェア	89,981	特別法上の準備金	573,690
のれん	419,601	金融商品取引責任準備金	529,651
その他の無形固定資産	18,366	商品取引責任準備金	44,038
投資その他の資産	4,539,800	負債合計	124,694,861
投資有価証券	3,970,472	(純資産の部)	
出資金	3,801	株主資本	9,432,175
破産更生債権等	196,192	資本金	1,701,505
長期差入保証金	486,262	資本剰余金	1,233,058
会員権	45,459	利益剰余金	7,079,960
繰延税金資産	28,091	自己株式	△ 582,349
その他の投資その他の資産	51,139	その他の包括利益累計額	2,572,308
貸倒引当金	△ 241,617	その他有価証券評価差額金	2,572,308
資産合計	136,699,345	純資産合計	12,004,484
		負債・純資産合計	136,699,345

連結計算書類

連結損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

科目	金額	金額
営業収益	千円	7,373,266 千円
受入手数料	6,638,561	
トレーディング損益	451,910	
金融収益	208,107	
その他	74,687	
金融費用		56,517
純営業収益		7,316,748
営業費用		6,604,033
販売費・一般管理費	6,604,033	
営業利益		712,715
営業外収益		214,011
受取利息	28,887	
受取配当金	115,399	
為替差益	13,823	
システム収益	36,798	
その他	19,102	
営業外費用		111,432
支払利息	1,594	
証券代行事務手数料	17,905	
訴訟和解金	15,600	
支払報奨金	51,004	
その他	25,328	
経常利益		815,294
特別利益		986
固定資産売却益	390	
資産除去債務戻入益	595	
特別損失		242,525
固定資産除却損	8,478	
投資有価証券評価損	24,322	
金融商品取引責任準備金繰入れ	108,934	
訴訟損失引当金繰入額	700	
特別退職金	38,458	
その他	61,631	
匿名組合損益分配前税金等調整前当期純利益		573,755
匿名組合損益分配額		26,918
税金等調整前当期純利益		546,837
法人税等		195,652
法人税、住民税及び事業税	166,807	
法人税等調整額	28,845	
当期純利益		351,184
親会社株主に帰属する当期純利益		351,184

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,625,660	2,515,405	7,178,439	△ 486,926	10,832,578
当期変動額					
新株予約権の権利行使による新株の発行	75,845	75,845			151,690
剰余金の配当		△ 272,269	△ 449,663		△ 721,933
親会社株主に帰属する当期純利益			351,184		351,184
自己株式の取得				△ 1,085,922	△ 1,085,922
自己株式の消却		△ 1,085,922		1,085,922	—
株式交付信託による自己株式の取得				△ 148,831	△ 148,831
株式交付信託による自己株式の処分				53,408	53,408
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	75,845	△ 1,282,346	△ 98,478	△ 95,422	△ 1,400,403
当期末残高	1,701,505	1,233,058	7,079,960	△ 582,349	9,432,175

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括 利益累計額合計	
当期首残高	3,508,419	3,508,419	14,340,997
当期変動額			
新株予約権の権利行使による新株の発行			151,690
剰余金の配当			△ 721,933
親会社株主に帰属する当期純利益			351,184
自己株式の取得			△ 1,085,922
自己株式の消却			—
株式交付信託による自己株式の取得			△ 148,831
株式交付信託による自己株式の処分			53,408
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△ 936,110	△ 936,110	△ 936,110
当期変動額合計	△ 936,110	△ 936,110	△ 2,336,513
当期末残高	2,572,308	2,572,308	12,004,484

連結計算書類

連結注記表

当社の連結計算書類は、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）に基づくとともに、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」（昭和49年11月14日付日本証券業協会自主規制規則）に準拠して作成しております。また、商品先物取引業固有の事項については「商品先物取引業統一経理基準」（平成23年3月2日改正日本商品先物取引協会）に準拠して作成しております。

なお、連結計算書類の記載金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数（7社）

連結子会社名	日産証券株式会社
	日産証券ファイナンス株式会社
	NSシステムズ株式会社
	NSトレーディング株式会社
	日産証券インベストメント株式会社
	NSファンディング合同会社
	岡藤商事株式会社

このうち、岡藤商事株式会社は2022年9月30日付で解散し、当連結会計年度末現在、清算手続中であります。

(2) 非連結子会社の数（1社）

非連結子会社名	日産管理顧問股份有限公司
---------	--------------

(連結の範囲から除いた理由)

上記非連結子会社については、総資産、営業収益、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に関していずれも小規模であり、全体としても連結計算書類に重要な影響を与えていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

連結計算書類

- ① 有価証券
売買目的有価証券……時価法を採用しております。
その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの…時価法を採用しております。
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定しております。)
市場価格のない株式等…移動平均法による原価法により評価しております。
 - ② 保管有価証券……………株式会社日本証券クリアリング機構の先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則に基づく充用価格によっております。
 - ③ 棚卸資産
商品……………先入先出法による原価法を採用しております。なお、子会社のうち日産証券株式会社は個別法による原価法を採用しております。
(連結貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。)
トレーディング目的で保有する商品…時価法を採用しております。
 - ④ デリバティブ……………時価法を採用しております。
- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産……………定額法を採用しております。
(リース資産を除く)
 - ② 無形固定資産……………定額法を採用しております。なお、ソフトウェア(自社利用)については、社内における見込利用期間(5年)に基づいております。また、顧客関連資産については、効果の及ぶ期間(5年)に基づいております。
- (3) 重要な引当金及び特別法上の準備金の計上基準
- ① 貸倒引当金……………委託者の債権や貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - ② 賞与引当金……………従業員に支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額を計上しております。
 - ③ 役員株式報酬引当金…役員への将来の当社株式の交付に備えるため、株式交付規程に基づき、支給見込額のうち当連結会計年度までに発生していると認められる額を計上しております。
 - ④ 従業員株式報酬引当金…従業員への将来の当社株式の交付に備えるため、従業員向け株式交付規程に基づき、支給見込額のうち当連結会計年度までに発生していると認められる額を計上しております。
 - ⑤ 金融商品取引責任準備金…証券事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。
 - ⑥ 商品取引責任準備金…商品先物取引事故による損失に備えるため、商品先物取引法第221条の規定に基づき同法施行規則第111条に定める額を計上しております。

連結計算書類

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

- ① 受入手数料……………主に株式売買取引、商品先物取引及び商品関連市場デリバティブ取引に係る委託手数料であり、顧客と締結した取引約款・規定等に基づいて売買執行サービス等を履行する義務を負っております。当該履行義務は顧客の注文を執行する都度充足されることから、約定時点で収益を認識しております。
- ② トレーディング損益…金地金等の現物売買取引については、棚卸商品の販売であり、顧客との売買契約に基づいて商品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、商品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品に対する支配を獲得して充足されると判断し、商品引渡時点で収益を認識しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年又は10年間の定額法により償却を行っております。ただし、僅少なものについては発生年度に全額償却しております。

(6) その他連結計算書類作成のための重要事項

- ① 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- ② 控除対象外消費税等の会計処理
資産に係る控除対象外消費税等は発生連結会計年度の費用として処理しております。
- ③ グループ通算制度の適用
グループ通算制度を適用しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結計算書類となっております。なお、当該会計方針の変更による前連結会計年度の連結計算書類への影響はありません。

連結計算書類

(収益認識に関する注記)

(1) 収益の分解

当社グループの顧客等との契約から生じる収益等を分解した情報は、以下のとおりであります。

区分	金額
金融商品取引	3,424,604千円
商品関連市場デリバティブ取引	2,917,922千円
商品先物取引	296,034千円
現物売買取引	△1,047,912千円
その他	74,687千円
顧客との契約から生じる収益	5,665,336千円
その他の収益	1,707,930千円
外部顧客からの営業収益	7,373,266千円

(注) 顧客との契約から生じる収益の「その他」の区分の主な収益は、純金&プラチナ積立契約から生じる収益及びソフトウェア保守料等であります。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」の「重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(表示方法の変更に関する注記)

該当事項はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 28,091千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

将来の課税所得の見積りに基づき、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産の回収可能性の判断を行っております。将来の課税所得の見積りは翌連結会計年度の事業計画に基づいており、その主要な仮定は、将来の不確実な経済条件の変動の結果や当社グループの主たる事業が金融商品取引業及び商品先物取引業であり、業績は相場環境の変動の影響を大きく受ける状況にあるため、将来の課税所得の結果が予測・仮定と異なる場合は、繰延税金資産の回収可能性の判断に影響を与える可能性があります。

連結計算書類

(会計上の見積りの変更に関する注記)

該当事項はありません。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

預金	1,247,600千円
合 計	1,247,600千円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	600,000千円
合 計	600,000千円

- (注) 1. 上記のほか、投資有価証券を清算基金として3,154,287千円を株式会社日本証券クリアリング機構へ、証拠金取引清算預託金として611,000千円を株式会社東京金融取引所へ差入れております。
2. 商品先物取引法施行規則第98条第1項第4号の規定に基づく基金代位弁済補償額は100,000千円であり、金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令附則第2条第1項第4号の規定に基づく特定基金代位弁済補償額は50,000千円であります。

2. 担保等として差入れた有価証券の時価額（上記1. を除く）

(1) 信用取引貸証券	72,051千円
(2) 信用取引借入金の本担保証券	2,420,415千円
(3) 差入保証金代用有価証券	1,709,190千円

3. 担保等として差入れを受けた有価証券の時価額

(1) 信用取引借証券	49,296千円
(2) 信用取引貸付金の本担保証券	2,483,927千円
(3) 受入保証金代用有価証券	5,329,185千円

(再担保に供する旨の同意を得たものに限る)

4. 預託資産の時価額

取引証拠金の代用として保管預り商品1,718,330千円及び保管有価証券4,427,514千円を株式会社日本証券クリアリング機構に預託しております。

5. 有形固定資産の減価償却累計額

214,918千円

6. コミットメントライン契約

当社の一部連結子会社は、運転資金の効率的な調達を行うため、株式会社みずほ銀行とコミットメントライン契約を締結しております。

連結計算書類

当連結会計年度末におけるコミットメントライン契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

コミットメントライン契約の総額	1,000,000千円
借入実行残高	一千円
差引額	1,000,000千円

7. 特別法上の準備金

特別法上の準備金の計上を規定した法令の条項は、次のとおりであります。

金融商品取引責任準備金 金融商品取引法第46条の5

商品取引責任準備金 商品先物取引法第221条

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式数の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増 加	減 少	当連結会計年度末
普通株式	59,959,902株	1,004,570株	5,938,769株	55,025,703株

(変動事由の概要)

普通株式の増加1,004,570株は、新株予約権の権利行使によるものであり、普通株式の減少5,938,769株は、2024年8月13日開催の取締役会決議による自己株式の消却によるものであります。

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増 加	減 少	当連結会計年度末
普通株式	3,102,869株	6,684,000株	6,137,639株	3,649,230株

(注) 当連結会計年度末における自己株式のうち、「取締役等向け株式交付信託」及び「従業員向けR S信託」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託口）が保有する当社株式は、3,649,230株であります。

(変動事由の概要)

普通株式の自己株式数の増加6,684,000株は、2024年8月13日開催の取締役会決議による自己株式の取得による増加5,934,000株及び「従業員向けR S信託」が取得したことによる増加750,000株であり、普通株式の自己株式の減少6,137,639株は、2024年8月13日開催の取締役会決議による自己株式の消却5,938,769株、「取締役等向け株式交付信託」からの交付による減少14,900株、「取締役等向け株式交付信託」が処分したことによる減少6,500株及び「従業員向けR S信託」からの交付による減少177,470株であります。

連結計算書類

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年5月14日 取締役会	普通株式	449,663千円	利益剰余金	7.50円	2024年3月31日	2024年6月4日
2024年11月12日 取締役会	普通株式	272,269千円	資本剰余金	5.00円	2024年9月30日	2024年12月2日

(注) 1. 2024年5月14日取締役会決議による配当金の総額には、「取締役等向け株式交付信託」及び「従業員向けRS信託」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託口）が保有する当社株式に対する配当金23,235千円が含まれております。

2. 2024年11月12日取締役会決議による配当金の総額には、「取締役等向け株式交付信託」及び「従業員向けRS信託」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託口）が保有する当社株式に対する配当金18,246千円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年5月13日 取締役会	普通株式	220,102千円	利益剰余金	4.00円	2025年3月31日	2025年6月3日

(注) 上記の配当金の総額には、「取締役等向け株式交付信託」及び「従業員向けRS信託」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託口）が保有する当社株式に対する配当金14,596千円が含まれております。

4. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループの主たる事業は、有価証券の売買、その取次ぎ、有価証券の引受け及び売出し、有価証券の募集及び売出しの取扱い等を主とする第一種金融商品取引業及び商品市場における取引の委託を受け、又はその委託の媒介、取次ぎ若しくは代理等を主とする商品先物取引業であります。一時的な余剰資金は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入等により調達しております。デリバティブ取引は、当社の一部連結子会社において、主に保有現物商品（貴金属商品等）の価格変動のリスクをヘッジする目的、現物商品の取得目的及び余剰資金運用として、効率性及び潜在するリスクを十分検討の上で行うこととしております。

連結計算書類

(2) 金融商品の内容及びリスク

営業債権である委託者未収金は、信用リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、主に株式及び債券であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらはそれぞれ発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であります。

一部の連結子会社で行っているデリバティブ取引は、価格変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

営業債権については、当社グループの各営業部門及び各管理部門等が、取引先の状況を管理するとともに、債権の回収に努めております。デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、取引所取引及び格付けの高い金融機関との取引を行っております。

② 市場リスクの管理

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、また取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引については、社内規程等によりその実施基準を定め、売買規模が過大にならないように統制しております。取引の執行者は、事前に定められた者に限定されています。執行者及び担当部署全体の運用状況の管理も行い、取締役会等にその内容が報告されております。その他の事業についても、運用方針に従い有価証券並びにデリバティブ取引等を行い、当社に取引の状況を定期的に報告しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社グループでは、担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、緊急時に備えた一定水準の借入枠を確保すること等によって手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「2.金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお市場価格のない株式等は次表に含めておりません（(注)2を参照ください。）。また、現金及び預金、委託者未収金、保管預り商品、貸付商品、差入保証金、信用取引資産、顧客分別金信託、短期貸付金、委託者先物取引差金、短期借入金、短期社債、預り商品、未払金、未払法人税等、未払消費税等、預り金、預り証拠金、受入保証金、信用取引負債、受取差金勘定は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

連結計算書類

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 有価証券及び投資有価証券			
売買目的有価証券	6,284	6,284	—
其他有価証券	3,771,362	3,771,362	—
(2) 保管有価証券	4,429,036	6,308,123	1,879,087
(3) 破産更生債権等	196,192		
貸倒引当金 (* 1)	△196,159		
	33	33	—
資産計	8,206,717	10,085,804	1,879,087
(4) 預り証拠金代用有価証券	4,429,036	6,308,123	1,879,087
負債計	4,429,036	6,308,123	1,879,087
デリバティブ取引 (* 2)			
① ヘッジ会計が適用されていないもの	171,512 (1,728)	171,512 (1,728)	— (—)
② ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	171,512 (1,728)	171,512 (1,728)	— (—)

(* 1) 破産更生債権等に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(* 2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については () で示しております。

(* 3) 「長期差入保証金」及び「長期預り金」については、記載を省略しております。「長期差入保証金」は、主に賃料の支払い等賃貸借契約上の債務を担保する目的で貸主へ差入れられた金銭であり、「長期預り金」は、主に匿名組合員（投資家）が出資した金銭の預り金であります。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区 分	連結貸借対照表計上額
長期差入保証金	486,262
長期預り金	3,099,444

(注) 1. 有価証券及びデリバティブに関する事項

(1) 有価証券及び投資有価証券

保有目的ごとの有価証券に関する注記事項は以下のとおりであります。

- ① 売買目的有価証券において、当連結会計年度の損益に含まれた評価差額は、△1,256千円であります。
- ② その他有価証券の当連結会計年度中の売却はありません。また、その他有価証券において、種類

連結計算書類

ごとの取得原価又は償却原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	種 類	連結貸借対照表 計 上 額	取得原価又は 償却原価	差 額
連結貸借対照表 計上額が取得原 価又は償却原価 を超えるもの	(1) 株式	3,771,362	15,028	3,756,334
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小 計	3,771,362	15,028	3,756,334
連結貸借対照表 計上額が取得原 価又は償却原価 を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小 計	—	—	—
	合 計	3,771,362	15,028	3,756,334

- ③ 当連結会計年度中において保有目的が変更となった株式
該当事項はありません。

(2) デリバティブ取引

- ① ヘッジ会計が適用されていないもの

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益は、次のとおりであります。

商品関連取引

(単位：千円)

区分	種 類	契 約 額 等		時 価	評 価 損 益
			うち1年超		
市 場 取 引	先物取引				
	売建	1,773,888	—	1,891,186	△117,298
	買建	5,085,466	—	5,372,548	287,082
	合 計	—	—	—	169,783

連結計算書類

- ② ヘッジ会計が適用されているもの
該当事項はありません。

(注) 2. 市場価格のない株式等

(単位：千円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	175,094
非連結子会社株式	24,014

これらについては、「その他有価証券」には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	4,704,280	—	—	—
委託者未収金	14,745	—	—	—
信用取引資産	2,782,610	—	—	—
顧客分別金信託	9,750,000	—	—	—
預託金	30,000	—	—	—
短期貸付金	7,210,000	—	—	—
委託者先物取引差金	527,244	—	—	—
合 計	25,018,880	—	—	—

(注) 4. 借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
短期借入金	600,000	—	—	—
短期社債	2,500,000	—	—	—
信用取引負債	2,664,773	—	—	—
合 計	5,764,773	—	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

連結計算書類

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価
 時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額	時価			
		レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券					
売買目的有価証券					
債券	6,284	—	6,284	—	6,284
其他有価証券					
株式	3,771,362	3,771,362	—	—	3,771,362
デリバティブ取引					
商品先物取引	171,512	171,512	—	—	171,512
資産計	3,949,158	3,942,874	6,284	—	3,949,158
デリバティブ取引					
商品先物取引	1,728	1,728	—	—	1,728
負債計	1,728	1,728	—	—	1,728

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額	時価			
		レベル1	レベル2	レベル3	合計
保管有価証券	4,429,036	6,308,123	—	—	6,308,123
破産更生債権等	196,192				
貸倒引当金(*)	△196,159				
	33	—	33	—	33
資産計	4,429,070	6,308,123	33	—	6,308,157
預り証拠金代用有価証券	4,429,036	6,308,123	—	—	6,328,123
負債計	4,429,036	6,308,123	—	—	6,328,123

(*) 破産更生債権等に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式、国債及び外国債券は相場価格を用いて評価しております。上場株式及び国債は活発な市

連結計算書類

場で取引されているため、その時価はレベル1の時価に分類しております。一方で当社の連結子会社が保有している外国債券は店頭取引によるものであり、活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、市場取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものであるため、レベル1の時価に分類しており、店頭取引については、外国為替相場、株価指数等のインプットを用いて算定した価額をもって時価としており、観察可能なインプットを用いることから、レベル2の時価に分類しております。

保管有価証券

上場株式及び商品は相場価格を用いて評価しております。上場株式及び商品は活発な市場で取引されているため、その時価はレベル1の時価に分類しております。

破産更生債権等

破産更生債権等については、回収見込額等に基づいて貸倒見積額を算定しているため、帳簿価額から貸倒見積額を控除した金額にほぼ等しいことから、当該価額をもって時価としており、レベル2の時価に分類しております。

預り証拠金代用有価証券

上場株式及び商品は相場価格を用いて評価しております。上場株式及び商品は活発な市場で取引されているため、その時価はレベル1の時価に分類しております。

(企業結合等に関する注記)

該当事項はありません。

(追加情報)

取締役等向け株式交付信託

当社は、2022年6月29日開催の第17回定時株主総会の承認を受け、当社の監査等委員でない取締役（社外取締役、非業務執行取締役及び国外居住者を除きます。）を対象に、信託を用いた株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入しております。

なお、当社執行役員（国外居住者を除きます。）及び当社グループの一部の連結子会社においても、取締役（社外取締役、非業務執行取締役及び国外居住者を除きます。）及び執行役員（国外居住者を除きます。）を対象とする同様の株式報酬制度を導入しております。

1. 本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が取締役及び執行役員に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて取締役及び執行役員に対して交付される、という株式報酬制度です。

連結計算書類

本制度に基づく当社株式の交付は、2023年3月末日で終了する事業年度から2027年3月末日で終了する事業年度までの5事業年度の間在任する監査等委員でない取締役（社外取締役及び国外居住者を除きます。以下「対象取締役」といいます。）及び執行役員（国外居住者を除きます。以下、総称して「対象取締役等」といいます。）に対して行います。なお、対象取締役等が当社株式の交付を受ける時期は、原則として退任時です。

2. 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末の当該自己株式の帳簿価額は274,787千円、株式数は1,884,200株です。

従業員向けRS信託

当社は、2023年5月12日開催の当社取締役会の決議を受け、当社グループの従業員（以下「従業員」という。）に対し、従業員向けインセンティブ・プランであるRS信託（以下「本制度」という。）を導入しております。

本制度は、従業員に対する福利厚生制度を拡充させるとともに、当社業績や株価上昇への意識を高めることにより、当社の中長期的な企業価値向上を図ることを目的としております。

また、当社はサステナビリティ基本方針において、社員の持つ能力を企業にとっての重要な経営資本と捉え、すべての社員が健康で安全にその能力を発揮できる職場環境を整備するとともに、その価値の持続的な向上に取り組むこととしており、本制度の導入により経営資本の中核たる人的資本のさらなる充実化を図ることができるものと考えております。

1. 本制度の概要

本制度は、当社が委託者として設定し金銭を信託する信託（以下「本信託」という。）の受託者が、かかる信託金を原資として当社普通株式の取得を行った上で、従業員のうち一定の要件を充足する者に対して、当社が付与するポイントに応じた数の当社株式を交付するというインセンティブ・プランです。

交付される当社株式については、当社と各従業員との間で譲渡制限契約を締結することにより退職までの譲渡制限を付すものといたします。また、本信託による当社株式の取得資金は全額当社が拠出するため、従業員の負担はありません。

本制度の導入により、従業員は当社株式の株価上昇による経済的な利益を享受することができるため、株価を意識した従業員の業務遂行を促すとともに、従業員の勤労意欲を高める効果が期待できます。

さらに上記のとおり退職までの譲渡制限を付すため、株式交付後も継続して企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えることが可能です。

2. 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末の当該自己株式の帳簿価額は307,562千円、株式数は1,765,030株です。

連結計算書類

(1 株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 233円65銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 6円61銭 |

(注) 「取締役等向け株式交付信託」及び「従業員向けRS信託」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託口)が保有する当社株式は、1株当たり情報の算出において控除する自己株式に含めておりません。

なお、信託が保有する当社株式の期中平均株式数は、当連結会計年度末3,550,501株であります。

(重要な後発事象に関する注記)

自己株式の取得

当社は、2025年5月15日開催の取締役会において、会社法第459条第1項の規定及び当社定款の定めに基づき、自己株式取得に係る事項について決議いたしました。

- 自己株式の取得を行う理由
資本効率の向上及び経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を図るため。
- 自己株式取得に係る事項の内容
 - 取得対象株式の種類 当社普通株式
 - 取得し得る株式の総数 1,000,000株(上限)
 - 株式の取得価額の総額 150,000,000円(上限)
 - 取得期間 2025年5月16日～2025年7月31日
 - 取得方法 東京証券取引所における取引一任契約に基づく市場買付

計算書類

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)	千円	(負債の部)	千円
流動資産	2,757,171	流動負債	2,617,313
現金及び預金	1,155,863	短期社債	2,500,000
短期貸付金	1,499,000	未払金	98,657
前払費用	9,605	未払法人税等	1,839
未収入金	90,246	未払消費税等	2,088
その他の流動資産	2,456	その他の流動負債	14,728
固定資産	8,099,916	固定負債	53,106
有形固定資産	11,158	役員株式報酬引当金	52,993
建物	11,158	従業員株式報酬引当金	113
投資その他の資産	8,088,758	負債合計	2,670,420
投資有価証券	83,639	(純資産の部)	
関係会社株式	7,796,092	株主資本	8,186,759
長期差入保証金	182,321	資本金	1,701,505
長期前払費用	2,385	資本剰余金	6,686,699
会員権	22,909	資本準備金	1,133,376
繰延税金資産	1,409	その他資本剰余金	5,553,323
		利益剰余金	380,903
		その他利益剰余金	380,903
		繰越利益剰余金	380,903
		自己株式	△ 582,349
		評価・換算差額等	△ 91
		その他有価証券評価差額金	△ 91
資産合計	10,857,088	純資産合計	8,186,667
		負債・純資産合計	10,857,088

計算書類

損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

科目	金額	
営業収益	千円	490,600 千円
経営指導料	198,000	
関係会社受取配当金	292,600	
営業費用		206,491
販売費及び一般管理費	206,491	
営業利益		284,108
営業外収益		8,570
受取利息	2,936	
収益分配金	5,360	
その他の営業外収益	273	
営業外費用		38,976
支払利息	10,505	
証券代行事務手数料	17,905	
自己株式取得費用	7,601	
その他の営業外費用	2,964	
経常利益		253,702
税引前当期純利益		253,702
法人税等		△ 1,845
法人税、住民税及び事業税	△ 5,047	
法人税等調整額	3,202	
当期純利益		255,547

計算書類

株主資本等変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	1,625,660	1,057,531	6,913,146	7,970,678	575,019	575,019
当期変動額						
新株予約権の権利行使による新株の発行	75,845	75,845		75,845		—
剰余金の配当			△ 272,269	△ 272,269	△ 449,663	△ 449,663
当期純利益				—	255,547	255,547
自己株式の取得				—		—
自己株式の消却			△ 1,087,554	△ 1,087,554		—
株式交付信託による自己株式の取得				—		—
株式交付信託による自己株式の処分				—		—
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)						
当期変動額合計	75,845	75,845	△ 1,359,823	△ 1,283,978	△ 194,115	△ 194,115
当期末残高	1,701,505	1,133,376	5,553,323	6,686,699	380,903	380,903

	株主資本		評価・換算差額 等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
当期首残高	△ 488,558	9,682,799	4	9,682,803
当期変動額				
新株予約権の権利行使による新株の発行		151,690		151,690
剰余金の配当		△ 721,933		△ 721,933
当期純利益		255,547		255,547
自己株式の取得	△ 1,085,922	△ 1,085,922		△ 1,085,922
自己株式の消却	1,087,554	—		—
株式交付信託による自己株式の取得	△ 148,831	△ 148,831		△ 148,831
株式交付信託による自己株式の処分	53,408	53,408		53,408
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)			△ 95	△ 95
当期変動額合計	△ 93,790	△ 1,496,040	△ 95	△ 1,496,135
当期末残高	△ 582,349	8,186,759	△ 91	8,186,667

個別注記表

当社の計算書類は、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）に基づいて作成しております。
なお、計算書類の記載金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な会計方針に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法により評価しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの…時価法を採用しております。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

市場価格のない株式等…移動平均法による原価法により評価しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産………定額法を採用しております。

(2) 長期前払費用………定額法を採用しております。

3. 重要な引当金の計上基準

(1) 役員株式報酬引当金……役員への将来の当社株式の交付に備えるため、株式交付規程に基づき、支給見込額のうち当事業年度までに発生していると認められる額を計上しております。

(2) 従業員株式報酬引当金…従業員への将来の当社株式の交付に備えるため、従業員向け株式交付規程に基づき、支給見込額のうち当事業年度までに発生していると認められる額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

経営指導料………グループ会社に対する経営支援業務に対する報酬であり、グループ会社との契約に基づいて業務サービスを提供する履行義務を負っております。当該契約は、一定の期間にわたり履行義務を充足する取引であり、履行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 控除対象外消費税等の会計処理

資産に係る控除対象外消費税等は発生年度の費用として処理しております。

(2) グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

計算書類

(会計方針の変更に関する注記)

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更が計算書類に与える影響はありません。

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 1,409千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

将来の課税所得の見積額に基づき、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産の回収可能性の判断を行っております。将来の課税所得の見積りは翌事業年度の事業計画に基づいており、その仮定は、将来の不確実な経済条件の変動の結果や当社グループの主たる事業が金融商品取引業及び商品先物取引業であり、業績は相場環境の変動の影響を大きく受ける状況にあるため、将来の課税所得の結果が予測・仮定と異なる場合は、繰延税金資産の回収可能性の判断に影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権

1,588,125千円

短期金銭債務

88,552千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

1,385千円

計算書類

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	
営業収益	490,600千円
販売費・一般管理費	2,622千円
営業外収益	8,125千円
営業外費用	9,591千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増 加	減 少	当事業年度末
普通株式	3,102,869株	6,684,000株	6,137,639株	3,649,230株

(注) 当事業年度末における自己株式のうち、「取締役等向け株式交付信託」及び「従業員向けR S信託」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託口）が保有する当社株式は、3,649,230株であります。

(変動事由の概要)

株式の自己株式数の増加6,684,000株は、2024年8月13日開催の取締役会決議による自己株式の取得による増加5,934,000株及び「従業員向けR S信託」が取得したことによる増加750,000株であり、普通株式の自己株式の減少6,137,639株は、2024年8月13日開催の取締役会決議による自己株式の消却5,938,769株、「取締役等向け株式交付信託」からの交付による減少14,900株、「取締役等向け株式交付信託」が処分したことによる減少6,500株及び「従業員向けR S信託」からの交付による減少177,470株であります。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生 の主な原因別内訳

繰延税金資産	
繰越欠損金	324,236千円
未払事業税	192千円
未払金	3,381千円
資産除去債務償却額	4,203千円
関係会社株式評価損	3,580,639千円
株式報酬費用	2,471千円
繰延税金資産小計	3,915,124千円
評価性引当額	△3,913,714千円
繰延税金資産合計	1,409千円
繰延税金負債	
繰延税金負債合計	—千円
繰延税金資産の純額	1,409千円

計算書類

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 関連会社

属性	会社等の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
			役員の 兼任等	事業上の 関係				
親会社	株式会社NSHD	(被所有) 直接 59.25%	兼任 1名	—	自己株式の取得	915,000	—	—
子会社	日産証券株式会社	直接 100%	兼任 4名	経営支援業務に関する契約を締結 建物に関する転貸借契約を締結 資金の借入	子会社に対する債権	—	未収入金	48,413
					経営指導料	198,000	—	—
					配当金の受取	292,600	—	—
					賃料の受取	157,971	—	—
子会社	日産証券ファイナンス株式会社	直接 100%	—	建物に関する転貸借契約を締結 資金の貸付	子会社に対する債権	—	未収入金	32,187
					賃料の受取	583	—	—
					利息の受取	1,329	短期貸付金	1,400,000
子会社	NSシステムズ株式会社	直接 100%	—	システム管理業務に関する契約を締結 資金の貸付	子会社に対する債権	—	未収入金	1,001
					業務委託料	2,622	未払金	223
					利息の受取	1,436	短期貸付金	99,000
子会社	NSTレーディング株式会社	直接 100%	—	—	子会社に対する債務	—	未払金	1,154
子会社	日産証券インベストメント株式会社	直接 100%	—	—	子会社に対する債権	—	未収入金	7,415
子会社の 子会社	NSファンディング合同会社	間接 100%	—	匿名組合への出資	子会社に対する債権	—	未収入金	108
					収益分配金	5,360	—	—
子会社	岡藤商事株式会社	直接 100%	兼任 1名	—	子会社に対する債務	—	未払金	80,723
役員及び その近親 者が議決 権の過半 数を有し ている会 社	エコムグループホールディングス株式会社	—	—	社債の割当	社債の発行	2,500,000	短期社債	2,500,000
					利息の計上	1,513	未払費用	1,513
					投資有価証券の取得	78,902	投資有価証券	80,602

計算書類

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針

上記各社との取引金額については、業務内容を勘案し、協議の上決定しております。また、貸付金及び社債の利息については市場金利を勘案し、利率を合理的に決定しております。

2. 役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	二 家 英 彰	(被所有)直接 0.67%	当社代表取締役社長	新株予約権の権利行使(注)	34,126	—	—

(注) 新株予約権の権利行使は、2020年6月26日定時株主総会の決議により2020年10月1日付で行われた当社を株式交換完全親会社、日産証券株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換による経営統合に伴って付与された新株予約権の当事業年度における権利行使を記載しております。

(追加情報)

取締役等向け株式交付信託

当社は、2022年6月29日開催の第17回定時株主総会の承認を受け、当社の監査等委員でない取締役（社外取締役、非業務執行取締役及び国外居住者を除きます。）を対象に、信託を用いた株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入しております。

なお、当社執行役員（国外居住者を除きます。）及び当社グループの一部の連結子会社においても、取締役（社外取締役、非業務執行取締役及び国外居住者を除きます。）及び執行役員（国外居住者を除きます。）を対象とする同様の株式報酬制度を導入しております。

1. 本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が取締役及び執行役員に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて取締役及び執行役員に対して交付される、という株式報酬制度です。

本制度に基づく当社株式の交付は、2023年3月末日で終了する事業年度から2027年3月末日で終了する事業年度までの5事業年度の間在任する監査等委員でない取締役（社外取締役及び国外居住者を除きます。以下「対象取締役」といいます。）及び執行役員（国外居住者を除きます。以下、総称して「対象取締役等」といいます。）に対して行います。なお、対象取締役等が当社株式の交付を受ける時期は、原則として退任時です。

2. 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当事業年度末の当該自己株式の帳簿価額は274,787千円、株式数は1,884,200株です。

計算書類

従業員向け R S 信託

当社は、2023年5月12日開催の当社取締役会の決議を受け、当社グループの従業員（以下「従業員」という。）に対し、従業員向けインセンティブ・プランである R S 信託（以下「本制度」という。）を導入しております。

本制度は、従業員に対する福利厚生制度を拡充させるとともに、当社業績や株価上昇への意識を高めることにより、当社の中長期的な企業価値向上を図ることを目的としております。

また、当社はサステナビリティ基本方針において、社員の持つ能力を企業にとっての重要な経営資本と捉え、すべての社員が健康で安全にその能力を発揮できる職場環境を整備するとともに、その価値の持続的な向上に取り組むこととしており、本制度の導入により経営資本の中核たる人的資本のさらなる充実化を図ることができるものと考えております。

1. 本制度の概要

本制度は、当社が委託者として設定し金銭を信託する信託（以下「本信託」という。）の受託者が、かかる信託金を原資として当社普通株式の取得を行った上で、従業員のうち一定の要件を充足する者に対して、当社が付与するポイントに応じた数の当社株式を交付するというインセンティブ・プランです。

交付される当社株式については、当社と各従業員との間で譲渡制限契約を締結することにより退職までの譲渡制限を付すものといたします。また、本信託による当社株式の取得資金は全額当社が拠出するため、従業員の負担はありません。

本制度の導入により、従業員は当社株式の株価上昇による経済的な利益を享受することができるため、株価を意識した従業員の業務遂行を促すとともに、従業員の勤労意欲を高める効果が期待できます。

さらに上記のとおり退職までの譲渡制限を付すため、株式交付後も継続して企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えることが可能です。

2. 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当事業年度末の当該自己株式の帳簿価額は307,562千円、株式数は1,765,030株です。

(1 株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 159円34銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 4円81銭 |

(注)「取締役等向け株式交付信託」及び「従業員向け R S 信託」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託口）が保有する当社株式は、1株当たり情報の算出において控除する自己株式に含めております。なお、信託が保有する当社株式の期中平均株式数は、当事業年度末3,550,501株であります。

計算書類

(重要な後発事象に関する注記)

自己株式の取得

当社は、2025年5月15日開催の取締役会において、会社法第459条第1項の規定及び当社定款の定めに基づき、自己株式取得に係る事項について決議いたしました。

1. 自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上及び経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を図るため。

2. 自己株式取得に係る事項の内容

- | | |
|----------------|---------------------------|
| (1) 取得対象株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 取得し得る株式の総数 | 1,000,000株 (上限) |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 150,000,000円 (上限) |
| (4) 取得期間 | 2025年5月16日～2025年7月31日 |
| (5) 取得方法 | 東京証券取引所における取引一任契約に基づく市場買付 |

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月15日

日産証券グループ株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 石井 雅也
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山村 幸也
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日産証券グループ株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日産証券グループ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月15日

日産証券グループ株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 石井 雅也

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 山村 幸也

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日産証券グループ株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第20期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- (2) 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- (3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

なお、監査上の主要な検討事項については、太陽有限責任監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月22日

日産証券グループ株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員	(社外取締役)	小野里 光博	㊞
監査等委員	(社外取締役)	門間 大吉	㊞
監査等委員	(社外取締役)	林 徹	㊞

以上

TOPICS

● 第20期の主なトピックス (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

4月

2024年5月

R S 信託への金銭の追加信託決議

従業員向けインセンティブ・プランとして導入しております R S 信託について、2024年5月22日開催の取締役会において、上限を750,000株として、1億5,000万円分の当社株式を追加取得することにつき決議しました。

5月

6月

2024年6月

総株主数が初の1万人超え

2024年6月末現在の株主名簿において、当社総株主数が上場以来初めて1万人に達しました。(10,379人)

※2025年3月末現在 18,149人

8月

9月

2024年8月

自己株式の取得及び消却の実施

資本効率の向上及び柔軟な資本政策の遂行により、流通株式比率の向上及び株主の皆様への一層の利益還元を図ることを目的として、自己株式の取得及び消却を行いました。

1. 自己株式の取得 (取得日 2024年8月14日)
 - ・取得した株式の総数 5,934,000株
 - ・取得価格の総額 1,085,922,000円
2. 自己株式の消却 (消却日 2024年8月30日)
 - ・消却した株式の総数 5,938,769株

10月

11月

12月

1月

2025年2月

大阪取引所からの表彰

大阪取引所が、個人投資家の参入促進等を目的として2024年10月～12月まで実施した「貴金属市場プロモーション支援キャンペーン」において、子会社の日産証券が、取引高の増加数量及び増加率において参加企業中第一位となり、同取引所から表彰されました。

2月

3月



第20回 株主総会会場ご案内図

日時 2025年6月20日（金曜日）午後2時

会場 東京都中央区銀座六丁目10番1号 **GINZA SIX 13階**
THE GRAND GALLERY (ザ・グラン・ギャラリー)



交通のご案内

- 東京メトロ銀座線・日比谷線・丸の内線「銀座駅」A3出口より徒歩2分
- 東京メトロ日比谷線、都営地下鉄浅草線「東銀座駅」A1出口より徒歩3分
- JR「新橋駅」銀座口、「有楽町駅」中央口より徒歩10分

※会場13階までは、「南エレベーター」をご利用ください。

(中央通り側1階正面口からは直接南エレベーターに乗れません。三原通り側からもしくは2階及び地下1・2階からご利用ください。)



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。